

# 固定式炭化水素ガス検知装置の設置場所に関する事項

## 改正要領

鋼船規則検査要領 R 編

## 改正事項

固定式炭化水素ガス検知装置の設置場所に関する事項

## 改正理由

SOLAS 条約第 II-2 章第 4.5.7.3.1 規則においては、載貨重量 20,000 トン以上のタンカーの貨物タンクに隣接するすべてのバラスタック並びに二重船殻及び二重底区画の空所には固定式炭化水素ガス検知装置を設置するよう規定されている。当該規則においてはスロップタンクの取扱いについては明記されていないが、本会としては、スロップタンクが当該貨物タンクに該当するものとみなし、従来からスロップタンクに隣接するバラスタック及び空所に対しても固定式炭化水素ガス検知装置を要求している。

この度、IACS は固定式炭化水素ガス検知装置の設置場所を明確にすべく検討を行い、スロップタンクが当該貨物タンクに該当する旨明確にするとともに、油を含む水のみを貯蔵するスロップタンクについては当該貨物タンクに該当しない旨等を明確にし、IACS 統一解釈 SC268 として 2014 年 3 月に採択した。

今般、IACS 統一解釈 SC268 に基づき、関連規定を改めた。

## 改正内容

- (1) 油を含む水のみを貯蔵するスロップタンクを除き、スロップタンクは貨物タンクに該当する旨明確にした。
- (2) 燃料油タンクは固定式炭化水素ガス検知装置の設置が要求されるタンクに該当しない旨明確にした。
- (3) 「貨物タンクに隣接する」とは貨物タンクと面接触又は線接触することをいう旨明確にした。